

議第74号

上弓削農業集落排水事業を京北特定環境保全公共下水道事業に統合するための関係条例の整備に関する条例の制定について

上弓削農業集落排水事業を京北特定環境保全公共下水道事業に統合するための関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和5年9月21日提出

京都市長 門川大 作

上弓削農業集落排水事業を京北特定環境保全公共下水道事業に統合するための関係条例の整備に関する条例

(京都市農業集落排水事業基金条例等の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 京都市農業集落排水事業基金条例
- (2) 京都市上弓削農業集落排水処理施設条例

(京都市特別会計条例の一部改正)

第2条 京都市特別会計条例の一部を次のように改正する。

本則中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条第2号の規定による廃止前の京都市上弓削農業集落排水処理施設条例（以下「旧農集排条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、京都市特定環境保全公共下水道事業条例（以下「特環下水道条例」という。）

の相当規定によりされたものとみなす。

(施行日前の使用に関する経過措置)

- 3 施行日前に旧農集排条例第13条に規定する使用者が旧農集排条例第1条第2項に規定する上弓削農業集落排水処理施設にした汚水の排除（市長が当該汚水の排除に係る使用料につき納入の通知を行っていないものに限る。）については、特環下水道条例第15条第1項に規定する使用者が特環下水道条例第1条第2項に規定する特定環境保全公共下水道にした汚水の排除とみなして、特環下水道条例の下水道使用料に関する規定を適用する。

(使用料等の徴収等に関する経過措置)

- 4 施行日前に旧農集排条例の規定又はこれに基づく処分により納入しなければならないこととされた使用料その他の金銭であって、この条例の施行の際未納であるものについては、管理者が徴収し、減額し、又は免除するものとする。

(罰則に関する経過措置)

- 5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長又は管理者が定める。

(関係条例の一部改正)

- 7 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 産業・消費生活関連施設の項中「、上弓削農業集落排水処理施設」を削る。

提案理由

上弓削農業集落排水事業を京北特定環境保全公共下水道事業に統合する必要があるので提案する。